

操舵機室からの脱出設備に関する事項

改正規則等

鋼船規則 N 編, S 編及び R 編
鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

操舵機室からの脱出設備に関する事項

改正理由

操舵機室からの脱出設備を規定する SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4.2.2 規則において、非常操舵場所がある操舵機室には、開放甲板へ直接通じる経路がある場合を除き、2 系統の脱出経路を設けることが要求されている。IACS では、操舵機室又は階段室及び／又は通路のいずれか厳しい方と同等の保全防熱性要件を有する階段室及び／又は通路のみを経由して開放甲板へ通じる経路も「開放甲板へ直接通じる経路」と見做す IACS 統一解釈 SC269 (Rev.1) を 2016 年 12 月に採択しており、既に当該統一解釈を本会規則に取り入れている。

当該 IACS 統一解釈は、2017 年 3 月に開催された IMO 第 4 回船舶設備小委員会 (SSE4) において審議されたが、1 ヶ国の反対があり、IMO 統一解釈としては合意が得られなかった。そこで、再度検討を行い、当該統一解釈の適用対象船舶の大きさを制限し且つ移動距離の規定を加えた IACS 統一解釈案 SC269 (Rev.2) を 2019 年 3 月に開催された IMO 第 6 回船舶設備小委員会 (SSE6) へ提出した。しかしながら、審議の結果、居住区の通路や階段室を経由することなく、直接開放甲板に通じる経路が必要であり、他に解釈する余地は無いとの見解が初めて明確に示された。

このため、IMO における審議結果に基づき、関連規定を改めたとともに、日本籍内航船舶等に対する特別規定を規定した。

改正内容

- (1) IACS 統一解釈 SC269 に基づき規定した「開放甲板へ直接通じる経路」の解釈を改めた。
- (2) 日本籍内航船舶等に対する特別規定を規定した。

改正条項

鋼船規則 N 編 11.1.1
鋼船規則 S 編 11.1.1
鋼船規則 R 編 21.2.1, 21.2.2, 21.2.3, 21.2.4
鋼船規則検査要領 R 編 R13.4.2